

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

1月20日発行
Vol.530

さんじょうライフ

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



新潟県

感染不安を感じる県民への無料検査の期間延長について

令和4年1月19日

1月19日、本県に「まん延防止等重点措置」の適用が決定されたことを受け、感染不安を感じる県民を対象とした無料検査の実施期間を延長します。

(1) 内容

感染不安を感じている県民が検査を受けられるよう、無料検査の対象を拡大する（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）

(2) 区域

新潟県全域

(3) 期間

令和3年12月29日（水）から令和4年2月13日（日）まで

(4) 対象者

ワクチン接種の有無に関わらず、新型コロナウイルス感染症の症状がなく、感染リスク等が高い環境にあるなどの理由により、感染に不安を感じる者

(5) 検査場所

新潟県ワクチン・検査パッケージ等検査所

まん延防止等
重点措置適用

1/21(金)
1/22(土)
2/13(日)

県民の皆様へのお願い

- 基本的な感染対策を徹底
手洗い・手指消毒、3密回避、マスク着用
- 体調に合わせた行動の徹底、検査の徹底
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える
- 不要不急の県外との往来は極力控える
- 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内で
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控える

目次

●被災自治体News

南相馬市 ----- 2

●新潟県

・1月21日から
まん延防止等重点措置が適用されます
----- 6

・ワクチン・検査パッケージ等の
ためのPCR検査所について --- 7

●交流ルームひばり通信

・1月・2月の「ひばり」 ----- 10

新潟県新型コロナ
受診・相談センター

☎ 025-256-8275

毎日24時間対応（土日・祝日含む）



南相馬市からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金（国民健康保険・後期高齢者医療保険）の支給について期間を更新しました 1月20日HP更新

南相馬市国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。

対象者

次の4つの条件をすべて満たす方

1. 給与の支払いを受けている南相馬市国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
2. 新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱などの症状があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができなくなったこと
3. 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間に属すること
4. 給与などの支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

支給額

$$\frac{\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times 2/3 \times \text{日数（支給対象となる日数）}$$

注意 給与などの全部または一部を受けることができる場合は、支給額が減額されたり支給されないことがあります。

注意 支給額には上限があります。

適用期間

令和2年1月1日から令和4年3月31日の間で療養のために労務を服することができない期間（ただし、入院が継続する場合などは最長1年6月まで）

申請方法

申請を希望する場合は、市民課保険年金係（電話 0244-24-5233）まで必ず事前に電話でお問い合わせください。

次ページへ続きます 

注意 新型コロナウイルス感染症に感染した日、または感染の疑いによる療養のために休業された日の翌日から起算して2年間で時効となりますのでご注意ください。

【南相馬市国民健康保険】

▶ 傷病手当金の申請について（被保険者の方へ）

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/12/20220119_4hvg5.pdf



▶ 新型コロナウイルスによる傷病手当金に関するQ&A

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/12/20220119_7m0s8.pdf



【後期高齢者医療制度】

▶ 福島県後期高齢者医療広域連合ホームページ

<https://www.fukushima-kouiki.jp/?p=1724>



問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に関するQ&A

1月17日HP更新

《厚生労働省ホームページQ&Aより抜粋（一部加工）》

質問1. なぜ、追加接種（3回目接種）が必要なのですか。

（回答）

新型コロナワクチンは、高い発症予防効果等がある一方、感染予防効果や、高齢者においては重症化予防効果についても、時間の経過に伴い、徐々に低下していくことが示されています。このため、感染拡大防止および重症化予防の観点から、海外の状況やワクチンの効果の持続期間の知見を踏まえ、2回目の接種完了から原則8カ月以上経過した18歳以上の方（高齢者の場合、2か月前倒しが可能）に実施することとされました。

質問2. 追加接種（3回目接種）には、どのような効果がありますか。

（回答）

追加接種（3回目接種）を行わなかった場合と比較して、感染予防効果や重症化予防効果等を高める効果があることが、臨床試験やさまざまな疫学研究などで報告されています。見られました。

次ページへ続きます 

質問3. 追加接種(3回目接種)では、どのワクチンが使用されますか。初回接種(1・2回目接種)とは異なるワクチンを使用(交接種)しても大丈夫でしょうか。

(回答)

追加接種(3回目接種)に使用するワクチンは、初回接種(1・2回目接種)に用いたワクチンの種類に関わらず、mRNAワクチン(ファイザー社製または武田/モデルナ社製)を用いることが適当であるとされています。日本では現在、いずれのワクチンも薬事承認されており、18歳以上の方を対象に順次、追加接種(3回目接種)が進められています。

なお、諸外国でも、初回接種(1・2回目接種)で使用されたワクチンの種類にかかわらず、追加接種(3回目接種)でmRNAワクチンを推奨する国が多く、また、初回接種(1・2回目接種)と追加接種(3回目接種)で異なるワクチンの使用(交接種)を認めている国は、米国を始め複数あります。

質問4. 追加接種(3回目接種)ではどのような副反応がありますか。2回目より重いのでしょうか。

(回答)

海外の臨床試験の結果では、ファイザー社製および武田/モデルナ社製いずれの場合も、2回目の接種後と比較して有害事象の発現傾向は概ね同様であると確認されていますが、リンパ節の腫れなどについては、初回接種(1・2回目接種)時と比較して、発現割合が高い傾向にありました。国内の調査結果(中間報告)でも、ファイザー社製における、追加接種(3回目接種)から1週間後までの有害事象の状況は、2回目の接種後とほぼ類似していましたが、わきの下の痛みなどについては、3回目の接種後の方が、発現頻度が高い傾向が見られました。

質問5. 追加接種(3回目接種)が開始されても、初回接種(1・2回目接種)を受けることはできますか。

(回答)

接種が受けられる期間は、現在、令和4年9月30日までとなっています。この期間内であれば、初回接種(1・2回目接種)も受けることは可能です。

問い合わせ

健康福祉部 新型コロナ対策課

新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

0120-268-237

新型コロナウイルス感染症に係る福島県の集中対策について

1月20日HP更新

市内では、過去最多の64人の陽性者を記録した昨年7月の勢いで感染が拡大しています。加えて、1月18日には市内医療機関でクラスターの発生が確認されています。

感染拡大の状況がこのまま続けば、入院患者の増加や医療従事者の休職などに伴う医療体制のひっ迫も懸念されることから、早急な対策が必要となっています。

このことから市では、1月19日、福島県知事に対し、不要不急の外出自粛や飲食店への営業時間短縮要請の実施に関する要望を行い、その結果、福島県において、1月21日（金）から2月6日（日）までの期間、「南相馬市における新型コロナウイルス感染症集中対策」を実施する決定がされました。

▶ 新型コロナウイルス感染症に係る要望書

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/1/20220119_yobosyo.pdf



▶ 【福島県】南相馬市における新型コロナウイルス感染症集中対策

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/55/20220120_syutyutaisaku.pdf



南相馬市における新型コロナウイルス感染症集中対策

令和4年1月19日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

南相馬市民の皆さまへのお願い ■期間 1月21日(金)～2月6日(日)	南相馬市の事業者の皆さまへのお願い ■期間 1月21日(金)午後8時～2月7日(月)午前5時
不要不急の外出自粛	午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛 (酒類の提供は午後7時まで) ■対 象 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた次の施設 ・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店 ※ふくしま感染防止対策認定店、非認定店の区別はありません。 ※ワクチン・検査パッケージ制度による人数制限緩和は適用しません。 ■地 域 南相馬市全域 ■協力金 時短営業に御協力いただいた場合、協力金を支給 (1日当たり2.5万円～(売上高に応じて)) ■問い合わせ窓口：福島県時短要請コールセンター 電話：024-521-8562 (受付時間9時～17時)
その他の対応	○専門学校 感染リスクの高い活動(例：感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など)を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。 ○小・中・高等学校 感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など感染防止対策の徹底をお願いします。 (※小中学校：南相馬市内、高校：双葉郡を除く相双地区) ○医療機関、高齢者・障がい(児)者施設 感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。

問い合わせ

健康福祉部 新型コロナ対策課

TEL 090-2796-8023、090-2796-8024

1月21日から まん延防止等重点措置が適用されます

まん延防止等重点措置の適用に伴う要請（概要）

期 間	令和4年1月21日（金）～2月13日（日）
措 置 区 域	県内全域（全30市町村）
目 的	県内の新型コロナウイルスの急速な拡大に対し、まん延防止等重点措置の実施により、感染者数や感染速度を抑え、今後懸念される医療のひっ迫を避ける。

要請対象	主な要請内容（概要）
県 民	・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える ・不要不急の県外との往來は極力控える
事業者	・社会機能の維持のため必要な業務の継続の仕組みを構築すること ・テレワークやWeb会議の活用、時差出勤の拡大等により出勤者数の削減、接触機会の低減の取組を推進すること
飲食店	・営業時間5時～20時（酒類の提供禁止） ただし、「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は、営業時間5時～21時（酒類の提供は20時まで）を選択可能 ※ いずれも協力金の支給あり ・同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内 ※ ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による人数制限の緩和は行わない
イベント	・感染防止安全計画を策定したイベントについても、人数上限は20,000人 ※ ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による収容定員までの緩和は行わない

大規模集客施設 （1,000㎡超）	・人と人との接触機会の低減などを図るため、入場をする者の整理、マスクの着用の周知、アクリル板等の設置などの感染防止対策を要請
県立学校	・部活動は平日のみ90分程度とすること ・大会への参加は、全国大会、ブロック単位の大会及びその予選会に限る ・大会に参加する場合は、その前後にPCR検査等を実施すること
県立施設	・入場者の整理などの感染防止対策を徹底した上で運営する ・期間中に開催される大人数が集まるイベントの新規予約は停止する

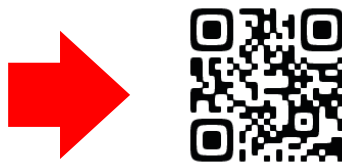
▶ まん延防止等重点措置の適用に伴う県民・事業者の皆様への要請の詳細
<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/299867.pdf>



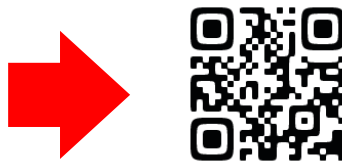
ワクチン・検査パッケージ等のための PCR検査所について

1月19日更新

三条会場・上越会場と、民間薬局の検査場所が追加になりました。



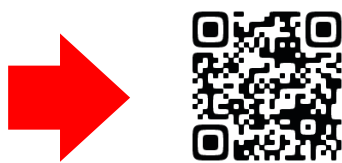
<https://vtp-niigata.com/>



<https://sanjo-vtp.com/>



<https://nagaoka-vtp.com/>



<https://covid-kensa.com/joetsu.html>



<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/pcrppackagelist.html>

▶ 民間薬局で検査を受ける際の注意事項 (PDF)

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/297717.pdf>



次ページへ続きます 

■検査の趣旨

健康理由などによりワクチン接種ができない方などを対象に、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動の継続を可能とすることを目的として、PCR検査所を設置します。

また、感染不安を感じる無症状の県民の方についても無料検査の対象とします。（令和4年2月13日まで延長）

※ワクチン検査パッケージとは

新型コロナウイルス感染症対策と、日常生活の回復や社会経済活動継続の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの下においても、飲食店やイベント主催者などが利用者のワクチン接種歴または検査結果の陰性を確認することにより、感染リスクを抑えながら、飲食やイベント、人の移動などさまざまな行動制限を緩和するための制度です。

■検査対象者

次のいずれかに該当する方が対象となります

(1) ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業（3月31日まで）

イベント参加などで事業者等からワクチン接種証明や検査結果陰性の確認を求められている次に掲げる無症状の方

- ・基礎疾患など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方
- ・12歳未満の子ども

(2) 感染拡大傾向時の一般検査事業（2月13日まで延長）

感染不安を感じる県内在住の方（ワクチン接種歴の有無は問いません）

※有症状の方は、これまでと同様、かかりつけ医や新潟県新型コロナ受診・相談センターにご相談ください。

■開設期間

令和3年12月29日～令和4年3月31日

※検査予約などの手続きは各会場の情報をご確認ください。

■設置場所など

当日現地受け付けも可能ですが、各日回数に上限があるため、事前にホームページからの予約、または電話での確認をお勧めします。

(1) 新潟県ワクチン・検査パッケージ等PCR検査所（PCR検査）

会場	設置場所	受付時間
新潟会場	新潟市中央区花園1-1-14 「にいがたPCR検査センター」	午前9時～午後4時 ・午前9時～11時30分 ・午後0時30分～4時

次ページへ続きます 

会場	設置場所	受付時間
長岡会場	長岡市台町2-8-35 ホテルニューオータニ長岡 ショッピングアーケード パティオ内1階	午前9時～午後4時30分 ・午前9時～11時30分 ・午後0時30分～4時30分
三条会場	三条市須頃1-17 メッセピア 三条市須頃1-20 リサーチコア ※日によって会場が異なります。 (下表参照)	午前9時～午後4時 ・午前9時～11時30分 ・午後0時30分～4時
上越会場	上越市藤野新田175-1 上越市観光物産センター 2F ※専用の入口をご利用ください。	午前9時30分～午後5時30分 (定休日：月曜日 ※月曜日が祝日の場合は翌日) ※抗原定性検査も受付が可能です。

※三条会場について

検査日	会場
1月17日～2月10日	メッセピア 1F 多目的ホール
2月11日～13日	リサーチコア 6F 研修室④
2月14日～17日	メッセピア 1F 多目的ホール
2月18日～23日	リサーチコア 7F マルチメディアホール
2月24日～28日	メッセピア 4F 大会議室
3月1日～8日	メッセピア 1F 多目的ホール
3月9日～12日	メッセピア 5F 総合研究室①
3月13日～19日	メッセピア 1F 多目的ホール
3月20日～21日	リサーチコア 6F 研修室④
3月22日～31日	メッセピア 1F 多目的ホール

(2)薬局（127カ所）（PCR検査、抗原定性検査）

▶ 検査実施事業者一覧（PDF）

https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/life/456072_1117143_misc.pdf



■費用

無料

※検査時に、氏名・住所などの確認のため、運転免許証、マイナンバーカード、保険証、学生証などの公的証明書の提示をお願いします。

ただし、お子さまなど本人確認書類を所持しない場合は、提示の義務はありません。

問い合わせ

新潟県医療調整本部 地域外来検査グループ

TEL

025-256-8474

1月・2月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
					1/21	22
					ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み
23	24	25	26	27	28	29
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み
30	31	2/1	2	3	4	5
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょうふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日・水 午前10時～午後1時

※さんじょうふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2022.1.20現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	15	37
原町区	3	3
南相馬市 計	18	40
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合 計	27	62

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511